

カタール税務ガイド

(2022年1月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地会計事務所 KPMG Lower Gulf Limited Dubai office に作成委託し、2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律・税制改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Lower Gulf Limited Dubai office は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Lower Gulf Limited Dubai office が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本レポート作成元：

KPMG Lower Gulf Limited Dubai office

住所：4, One Central, Dubai World

Trade Centre - Sheikh Zayed Rd,

Dubai

HP: <https://home.kpmg/ae/en/home.html>

目次

1. 主要な税制	1
1.1 課税対象の事業体／個人	1
1.2 適用される直接税と間接税	3
1.3 記載された税の法的根拠	3
1.4 課税年度	4
2. 法人税	5
2.1 税率	5
2.2 地域的範囲	6
2.3 課税所得	6
2.4 その他の事業利益に対する課税	7
2.5 資本利得	8
2.6 各種の業務委託契約に基づく利益／報酬に対する課税	8
2.7 外国源泉収入に対する課税	8
2.8 資産の評価	9
2.9 商業控除	9
2.10 租税優遇措置制度	11
2.11 損失繰越制度	12
2.12 源泉徴収税	13
2.13 パートナーシップと合弁会社	14
2.14 外国企業の支店／駐在員事務所に対する課税	14
3. 個人所得に対する税金とその他の税金	15
3.1 個人所得に対する税金	15
3.2 個人に対するその他の税金	15
3.3 付加価値税（VAT）	15
3.4 その他の税金	15
4. 主要な税制	16
4.1 法人税	16
4.2 個人所得に対する税金	17
4.3 VAT	17
4.4 租税回避防止規定	17
4.5 二重課税防止協定	18
5. 報告と監査	19
5.1 提出すべき文書と記録	19
5.2 承認された会計実務	19

5.3	監査要件および税務当局に提出する必須文書／報告書.....	19
5.4	監査要件および株主に提出する必須文書／報告書.....	20
5.5	公認監査人の雇用.....	21
	附属書.....	22

カタール税務ガイド

1. 主要な税制

カタールは、税法を実施および管理し、国内の税務コンプライアンスを改善する独立組織として、税務総局（GTA）を設立した。GTAはカタールにおける税務の管轄当局であり、2018年所得税法（ITL）第24号を実施している。

カタール金融センター（QFC）は、銀行、保険会社、証券会社等の金融サービス会社の誘致を目的としている。QFCにおいて／から実施できる一連の活動が、「許可された活動」として QFC により定められており、その範囲内で次の二つに分類される：非規制対象活動と規制対象活動。特定の「非規制対象活動」では、QFC とのライセンスを申請することもでき、そのような活動として、船舶仲介業と船舶代理店、投資格付その他の格付サービス、企業の本社、管理事務所と財務管理業務、監査、税務、コンサルティングと法務サービス等が含まれる。グローバル市場でのカタールの競争力強化に向けて、持ち株会社と特別目的事業体の設立も非規制対象活動に追加された。QFC に登録された会社は、100% 外資系企業の資格を与えられ、QFC 租税規則（ITL とは別のもの）の対象となる。

1.1 課税対象の事業体／個人

課税対象者には、カタールで活動を行っている個人が含まれるが、カタールに居住しているカタールおよび GCC 国民を除く。ITL に基づく「活動」という用語の定義には、あらゆる専門職、商売、サービス、取引、生産業、投機、契約業務または動産もしくは不動産の開発を含めた営利目的のあらゆる事業が含まれる。

1.1.1 事業体

全部または一部が外国人（GCC 国民以外）により所有され、カタールで活動を行っている会社、パートナーシップおよび合弁会社（法人格を有するもの）が課税対象となる。

パートナーシップ会社

パートナーシップ会社は、2 名以上の自然人により構成される。全てのパートナーはカタール国民でなければならない。パートナーシップに基づく権利と義務を定める基本定款とその別表が書面にされ、全パートナーにより署名されなければならない。パートナー

シップの株式は、流通証券に表示されてはならず、譲渡可能であってはならない。全パートナーはその会社の債務に共同で責任を負う。新しいパートナーは、そのパートナーシップ会社への加入前または加入後に生じた全ての債務に責任を負う。

合弁会社

合弁会社は、2名以上の人からなる非法人事業体である。合弁会社の定款は、その目的、パートナーの権利と義務等を定義する。合弁会社は、譲渡可能株式または金融商品を発行してはならない。合弁会社と取引する第三者は、特定の合弁パートナーに対する訴権のみを有する。

有限責任会社

有限責任会社は、最低2名から最高50名のパートナーで構成される。会社名の後ろに、LLC または WLL (With Limited Liability) という言葉を付けなければならない。有限責任会社の株式は、自由に譲渡できない。この手段は通常、51%国内持ち株比率および49%外国人持ち株比率による小企業の実設に用いられる。外国人投資家への利潤分配率は、定款による当該外国人の法定持ち株比率を上回るのが極めて一般的である。

支店

カタールでプロジェクトを遂行する外国企業は、100%外資の支店設立を許可される可能性がある。ただし、政府機関または準政府機関との契約が必要となる。当該プロジェクトは、特定のサービスの提供を促進するまたは公共の利益になるものでなければならない。支店の存続は当該プロジェクトの期間と共に終了するが、経済商務省の承認があれば、期間の延長が可能な場合もある。

駐在員事務所 (RTO)

外国企業は RTO を通して、カタールで自社のサービスと製品のマーケティングを行うことができる。RTO はカタールにおいて、親会社の商業活動または契約業務を行うことはできない。RTO の登録は毎年更新できる。

1.1.2 個人

所得税法に基づく居住者である個人とは、カタールに永住地を有する人、いずれかの

12 カ月間に連続的もしくは断続的に 183 日を超えてカタールに滞在している人、または自分の重要な利害関係の中心がカタールにある人である。

1.2 適用される直接税と間接税

税金	適用税率
法人税率	石油およびガス会社を除き、外国人利潤分配分の 10%
キャピタルゲイン税率	10%
支店／恒久的施設	外国人利潤分配分の 10%
源泉徴収税	<ul style="list-style-type: none"> ・ロイヤリティと技術料 5% ・利息 5% ・手数料、立会料その他サービス 5%
繰越損失	<ul style="list-style-type: none"> ・損失は最長 5 年間繰り越せる ・損失の繰戻は許されない
過少資本	<ul style="list-style-type: none"> ・負債は資本の 3 倍を超えてはならない
租税条約	<ul style="list-style-type: none"> ・カタールは 60 カ国以上と二重課税防止協定を結んでいる
富裕税、相続税、贈与税	なし
VAT	なし
関税	基本税率 5%
物品税	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコとタバコ製品 - 100% ・栄養ドリンク - 100% ・炭酸飲料 - 50% ・特殊用途品（特定の条件と許可の下で消費される） - 100%

1.3 記載された税の法的根拠

税金	適用法
法人税率と源泉徴収税	2018 年法人所得税法第 24 号とその施行規則
関税	GCC 共通関税協定
物品税	2018 年物品税法
QFC	QFC 租税規則

1.4 課税年度

基本的に課税年度は暦年であり、税務申告書は会計年度の末日から4カ月以内に提出しなければならない。納税者は、例えばその納税者が課税年度とは異なる会計期間を適用する会社グループのメンバーである場合、またはその納税者の活動の性質上、異なる課税年度を用いる必要がある場合等、特定の状況において、当局からの承認を得た後に異なる年度末を申請することもできる。

2. 法人税

カタールは、カタールを源泉とする所得のみを課税対象とする、国外所得免除方式を採用している。カタールで課税されるのは事業所得のみである。課税対象となるのは、湾岸協力会議（GCC）を構成する国の国民でカタール居住者を除く、外国人がカタールで行った事業活動から生じた所得である。GCC 加盟国にはカタールのほか、バーレーン、クウェート、オマーン、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦が含まれる。

カタール（または、ほかの GCC）国民により完全所有される居住者企業の利益は、ITL に基づく税金を免除される。また、カタール（または、ほかの GCC）個人の利益、および当該個人が受け取ったカタールで営業する事業体の利益の配当も非課税となるが、その個人がカタール居住者であることを条件とする。

投資ファンド、投資会社その他の集団投資ビークルは、課税対象者として扱われる。パートナーシップは法人格を有しているため、会社と同様に課税対象者として扱われる。

この調査の対象は、ジョイント・ストック・カンパニーや有限責任会社を含む、カタールで設立された会社、および同様の種類の外国で設立された事業体に限定されている。これらの事業体を会社と呼ぶ。

ITL の定義によれば、居住者とは、カタールの法律に基づき設立された法人、または本社もしくは実質的な管理の場所がカタールにある法人である。

カタールで何らかの活動を行うあらゆる会社（パートナーシップを含む）は、居住者かどうかを問わず、課税対象となる。

2.1 税率

2.1.1 所得と資本利得

ITL は 10% の一律税率を定めている。石油事業および石油化学事業（定義に従う）に従事する課税対象の事業体は、当該事業体が国と結んだ契約の規定に基づいて課税される。ただし、石油事業および石油化学事業に適用される税率は、35% を下回ってはならない。

閣僚評議会は、プロジェクトの内容またはプロジェクトの場所に関連した基準に基づき、

特定のプロジェクトまたは部門に対して優遇税率を認めることができる。

2.1.2 国内の支払いに対する源泉徴収税

2011年6月12日に発行された通達に基づき、商業登記に従い特定の契約または特定の期間について活動する非居住者の恒久的施設との間で締結された契約に対して、留保が適用される。留保率は、カタール以外で行われた供給または業務の金額を除く、契約金額の3%（以前は5%）に引き下げられた。

サービスが全体的または部分的にカタールで提供され、カタールでの恒久的施設の活動に関連していない場合、サービス、ロイヤリティ、利息および手数料として非居住者に支払われた対価の総額に対して、5%の源泉徴収税が適用される。サービスがカタールで使用、消費または利用された範囲で、サービスはカタールで完了したとみなされる。

2.2 地域的範囲

- 石油と天然ガス事業は、国と外国企業との契約に定める特別ルールに基づいて、所得税を課せられる。
- 2009年のITLを廃止し、これに取って代わる、2018年12月13日の2018年法律第24号として公布された所得税法（ITL）に基づき、税金が課せられる。
- 所得税は、カタールで活動を行うあらゆる外国事業体に課せられる。「事業体」という用語には、パートナーシップ、会社、または法人もしくは個人により営利目的で事業を行う他の形態が含まれる。
- 非居住者企業の恒久的施設は通常、居住者企業と同様に所得税を課される。

2.3 課税所得

- ITLに基づき、カタールを源泉とする所得のみが課税対象となる。
- さらにITLの規定に基づき、カタールで行われた活動に関してカタール以外で発生した代理店契約、仲介契約または取引代行契約に基づき支払われる手数料も、課税対象となる。同じことが、カタールでの活動から生じる金額から派生し、カタール以外で実現した銀行利息と利益にもあてはまる。
- 「活動」という用語の定義には、あらゆる専門職、商売、サービス、取引、生産業、投機、契約業務または動産もしくは不動産の開発を含めた営利目的のあらゆる事業が

含まれる。

- － 所得がカタールで生じるとみなされるのは、その企業の常設事務所の場所がカタールにある場合、または業務やサービスが遂行される場所がカタールにある場合である。

2.4 その他の事業利益に対する課税

- － カタールに恒久的施設を持たない非居住者が、自己の代理人を通して実現した利益であって、当該代理人が以下のいずれかを行う場合：
 - i. 当該非居住者の名義で契約を締結する、もしくはその締結時に重要な役割を果たす、または
 - ii. 当該非居住者によりカタールで定期的に維持される在庫から、当該非居住者の代理として商品を引き渡す。
- － 恒久的施設を持たない非居住者、またはその代理人がカタールで実現した利益であって、以下のいずれかに該当する場合：
 - i. 当該非居住者の活動が、カタールで完全な商業サイクルを形成する取引もしくは一連の取引を構成し、結果的に所得を生じる一貫した取引に相当する；または
 - ii. 当該活動がカタールでサービスを実施することで成り立っている。サービスがカタールで実施されるとみなされるのは、当該サービスがカタールにおいて遂行、消費、使用されるまたは利益を生じる場合である。言い換えると、完全にカタール以外で実施されるサービスからの所得は、これらのサービスがカタールで使用または消費される場合に、課税対象となる。
- － 部分的または全体的にカタールで実施されたあらゆる契約に関して実現された利益
- － 事業資産の売却から実現された利益
- － 清算から生じる利益
- － カタール国内または国外で生じたかどうかを問わず、代理店および代行手数料
- － 部分的または全体的にカタールで遂行されたコンサルタント、仲裁、鑑定その他関連サービスに対して支払われた報酬
- － 資産の賃貸料
- － 商標、意匠、ノウハウまたは著作権に関連するロイヤリティ、および利権の販売、賃貸または譲渡に関して受領した金額
- － 以前に償却された債権の弁済として受領した金額
- － 部分的または全体的にカタールで遂行されたコンサルタント、仲裁、鑑定その他関連サービスに対して支払われた報酬
- － 資産の賃貸料

- ー 商標、意匠、ノウハウまたは著作権に関連するロイヤリティ、および利権の販売、賃貸または譲渡に関して受領した金額
- ー 以前に償却された債権の弁済として受領した金額

2.5 資本利得

資本利得に適用される特別な規定はない。資本利得は、経常利益と同じルールに従い10%の課税対象となる。以下の利得は、法人税を免除される。

- ー カタール証券取引所に上場された株式とユニットの処分に関する資本利得
- ー 公共債とイスラム債、開発債および公社債の処分に関する資本利得
- ー 居住者株式会社の資本への現物出資として用いられた再評価資産に関する資本利得。ただし、当該株式が最低5年間にわたり売却されないことを条件とする。

2.6 各種の業務委託契約に基づく利益／報酬に対する課税

ITLに基づく恒久的施設とは、納税者の事業の全部または一部を行う一定の場所である。この用語には、とりわけ支店、事務所、工場、作業場、採鉱場、油井、ガス井、採石場、建設現場、組立プロジェクトまたは天然資源の探査、採取もしくは開拓場所が含まれる。2019年12月12日現在、恒久的施設の定義が改正され、6か月を超えて継続する場合は、建設プロジェクトおよび設備据付または監督活動が含まれると共に、いずれかの12か月間に合計183日を超える継続的または断続的期間にわたりカタールで活動が継続する場合は、サービス恒久的施設が含まれる。

2.7 外国源泉収入に対する課税

カタールは国外所得免除方式を採用している。従って、外国源泉の事業所得、資本利得、配当およびロイヤリティは、課税対象ではない。

2.8 資産の評価

資産の再評価に関する特別な規定は、ITL には存在しない。これらの資産の減価償却額は、取得原価に基づいて計算され、未実現利得には課税されない。ただし、処分時に資産を公正市場価格で再評価する必要がある。

2.9 商業控除

2.9.1 減価償却と償却

- ITL は、減価償却引当金が控除可能であると規定しているだけで、減価償却の方法や比率に関する規定はない。これらは ITL の施行規則に定められている。ITL の施行規則は、減価償却の定額法を規定している。
- 資産の大規模修理に生じる支出は、修理される資産に適用される比率で減価償却される。
- 価格が 5,000 QAR 以下の固定資産は、最初の使用年において全額を減価償却できる。
- 廃棄または処分される資産の純帳簿価額は、当該資産が廃棄または処分された年の純所得から控除できる。ただし、裏付け資料が保存されていなければならない。これらの資産の処分から何らかの方法で生じる所得は、それが実現した年に課税対象となる。
- 産業活動において二つの作業サイクルで稼働する機械と設備は、適用率の 1.5 倍で減価償却できる。三つ以上の作業サイクルで稼働する機械と設備は、適用率の 2 倍で減価償却できる。

2.9.2 不良債権

不良債権は、以下の条件が満たされる場合に限り、控除される。

- 債権が 2 年以上にわたり未払いでなければならない。
- 当該債権が支払われるはずだった年における納税者の課税所得に、当該債権が既に含まれていた。
- 当該不良債権に対する十分な引当金が構成されていた。
- 当該債権が帳簿から償却されたことを確認する監査人による証明書が発行される。
- 当該納税者による回収が積極的に継続されていなければならない。
- 債務者が当該債務を弁済するための弁済契約を履行してはならない。

- － 債務者に対する訴訟が提起されており、敗訴が立証されていなければならない。
- － 当該納税者は、帳簿から償却した後の回収年において、当該債権額を自己の所得に含めることを約束する。
- － 上記の条件のいずれか一つでも欠けている場合、不良債権の控除は認められない。

2.9.3 準備金と引当金

不良債権や在庫陳腐化等に対する全ての引当金は、基本的に認められない。ただし、銀行と保険会社は、一定限度まで特定の引当金を控除できる。銀行は、不良債権の引当金の控除、慈善・人道・科学・文化・スポーツ活動への寄付・贈与・援助・出資引当金の控除、および接待・宿泊・外食・贈答支出の控除を行う前の純利益の10%まで、不良債権の引当金を控除することができる。

同じように保険会社は、同様の基準で計算された予想されるリスクの引当金を控除することができる。償却された特定の不良債権は、GTAが定める条件に従う範囲内で控除可能である。

2.9.4 取締役、パートナー、株主への報酬

取締役会メンバーへ支払われた給与、賃金、報酬および給付金は、彼らの従業員としての給与を除き、控除できない。同様に、その会社またはパートナーシップにおいて直接的または間接的に過半数を所有するオーナー、その配偶者と子供、パートナーシップのメンバーに支払われた給与、賃金および報酬も、控除できない。

2.9.5 賃貸コスト

支払われた賃貸料は、控除が認められる。

2.9.6 寄付

国内で政府当局、公共機関もしくは施設または他のあらゆる国内の公認機関に支払われた、慈善・人道・科学・文化・スポーツ活動への寄付・贈与・援助・出資は、控除が認められる。ただしその金額が、この控除前の純所得の3%を超えないことを条件とする。

2.9.7 その他の控除可能な項目

- ー 貿易業と請負業の場合、控除可能な本社間接費の限度は、本社がカタール国外にある場合は、カタールにおける活動に関連する純収入の3%である。
- ー 銀行の場合、この限度は銀行業務総所得の1%であり、保険会社の場合、許容される限度は、総保険料から再保険料を差し引いた額の1%である。
- ー 本部または本社的一般管理費における支店の負担分は、ITLの施行規則に定める比率まで控除可能である。

2.10 租税優遇措置制度

2.10.1 非カタール資本投資に適用される法律に基づく優遇措置

2000年外国資本投資法第13号を廃止し、これに取って代わる、経済活動における非カタール資本の投資に適用される2019年法律第1号に基づき、経済財務省は、外国人投資家に以下の免税を許可することができる。

- ー ITLの規定に従う所得税免除
- ー プロジェクトの建設に必要な機械と設備の輸入に対する関税免除
- ー 外国資本の投資により設立された、製造活動に従事するプロジェクトの場合、国内市場では入手できず、生産プロセスに必要な品目の原材料と半製品の輸入に対する関税免除

2.10.2 カタール金融センターの下での優遇措置

QFC企業も適用範囲に含まれる、防衛省および内務省との国防および安全保障契約に関与する上場会社と企業の免税。2005年法律第7号により設立されたカタール金融センター(QFC)は、基本的に国のITLとその施行規則の特徴を反映する、独自の租税規則を有している。このQFC租税規則は、以下を含む、特定の優遇措置を規定している。

- ー 証券取引所に上場されているQFC企業の免税。この免税は、2020年12月21日以降に始まる会計期間に適用される。
- ー 投資ファンド、特定の持ち株会社および特別目的事業体の免税。
- ー 適格な再保険会社、専属保険会社および投資管理者に適用される0%の譲許的税率。ただし、株式資本額に応じて、10,000 QARまたは20,000 QARの固定料金の支払い

を条件とする。

- － QFC 租税規則に基づく免税と譲許的税率を適用するには、有害税制に関する BEPS 行動 5 の要件に基づく、経済的実体に関連する条件を満たさなければならない。
- － さらに外国の軍事設備の供給業者と請負業者に発注された特定の契約は、対応する契約の秘密保持を保証するため、防衛省と内務省の要請により（1991 年法律第 6 号に基づく）税金も免除されている。この免税は、譲許的実務指針に基づき QFC 企業も適用範囲に含まれており、2021 年 1 月 1 日以降に始まる会計期間に対して、条件付きで適用される。
- － QFC の下で営業している会社に適用される源泉徴収税はない。

2.10.3 フリーゾーン（経済特区）

2017 年法律第 21 号により改正された、2005 年 9 月 14 日の 2005 年法律第 34 号に基づき、「フリーゾーン」で営業する企業は、最長 20 年間の所得税の免除、および設備と材料の輸入に対する関税免除を含む、複数の優遇措置を認められる可能性がある。これらの免税は、閣僚評議会の判断で与えられる。経済的実体規則（ESR）の導入に伴い、QFZ のような優遇税制の下で営業する会社は、2021 年規則第 20 号の第 6 条に定める経済的実体要件を満たすことを義務づけられる。こういった要件には、必要な資格を持つ適切な人数の常勤従業員を有すること、適切なレベルの営業費用を負担すること、およびこれらを裏付ける書類が含まれている。これにより管理上の負担と遵守コストが増える。

2.10.4 科学技術パーク

2005 年法律第 36 号に基づき設立された科学技術パークで認可されたプロジェクトは、無期限に所得税を免除される。認可されたプロジェクトのための設備と材料の輸入は、関税その他の税金と料金を免除される。

2.11 損失繰越制度

損失は繰り越して、当該損失が生じた課税年度の末日から 5 年を超えない期間の利益に対して相殺できる。過年度の所得に対して損失を相殺することはできない。カタルにおける活動を清算し、後に当該活動を再開する請負業者の損失救済は、認められない。

2.11.1 経常損失

損失は繰り越して、当該損失が生じた課税年度の末日から5年を超えない期間の利益に対して相殺できる。過年度の所得に対して損失を相殺することはできない。カタールにおける活動を清算し、後に当該活動を再開する請負業者の損失救済は、認められない。

2.11.2 資本損失

資本損失に関する特別な規則は存在しない。これらは経常損失と同じ方法で控除し繰り越すことができる。

2.12 源泉徴収税

カタールで全部または一部が提供され、カタールの恒久的施設と関連のないサービスの報酬として非居住者に支払われた金額は、国内顧客により源泉徴収される最終源泉税（WHT）の対象となる。注意すべき点として、サービスがカタールで提供されたとみなされるのは、当該サービスがカタールで使用、消費または利用される場合である。WHTは、サービスに対する実際の支払が行われた月の翌月15日までに、税務当局に提出しなければならない。2018年12月13日から、5%の一律源泉税率が適用される。

2019年1月17日、カタールは2018年法律第24号を公布した。この法律は2009年法律第21号に取って代わるものであり、2018年12月13日に発効している。7%のWHT率が廃止され、5%の単一WHT率が、非居住者への特定の支払いに適用される。

- － ロイヤリティと技術料 5%
- － 利息 5%
- － 手数料、立会料その他のサービス 5%
- － 事業または専門活動を行わない個人は、利息と配当に対して課税されない。
- － ロイヤリティは、事業所得と同じ方法で課税される。
- － 不動産からの所得も、事業所得と同じ方法で課税される。

2.13 パートナーシップと合弁会社

パートナーシップと合弁会社に対する税制の違いはない。ただし、非法人合弁会社の利益は、各合弁パートナーの持分に比例して、各自の管理下で課税される。

2.14 外国企業の支店／駐在員事務所に対する課税

- － 外国人所有企業の場合、その会社の外国人持ち株比率の範囲内で、10%の一律税率が適用される。ただしこの税率は、石油および石油化学部門で営業する特定の事業体には適用されず、これらの事業体とカタールとの現行または新規の契約に概説された税率が優先される。事業体がこの例外の範囲に該当する場合、35%以上の税金が適用される。
- － 完全にカタール（GCC）所有の会社は、税金を免除される。
- － QFC 制度の下では、基本的に国に関する場合と同じ税率が適用されるが、例えば 100%カタール所有事業体等の特定の状況では、0%税率が適用される。

3. 個人所得に対する税金とその他の税金

3.1 個人所得に対する税金

カタールおよび湾岸協力会議（GCC）を構成する国の国民を除く、カタールに居住する個人は、事業所得に対してのみ課税される。このような個人は、法人に関する場合と同じ規則に基づき所得税を課せられる。給与、賃金および年金には課税されない。GCC 加盟国にはカタールの他、バーレーン、クウェート、オマーン、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦が含まれる。国営企業および特定の上場企業で働くカタール人と GCC 従業員のみが、社会保障負担の対象となる。

3.2 個人に対するその他の税金

カタールには、相続税または贈与税はない。

3.3 付加価値税（VAT）

カタールには、まだ VAT は導入されていない。

3.4 その他の税金

カタールには、不動産関連税、給与税、印紙税、地方税、公益事業利用関連税はない。

4. 主要な税制

4.1 法人税

4.1.1 登録

課税対象者は、税務総局「GTA」のオンラインポータル「Dhareeba」に登録すべきである。GTAの所在地は、Al-Tawoon Tower, Majlis Al Tawoon St, Doha, Qatar である。

商工省に登録した納税者は、Dhareeba システムでアカウントを作成できる。このアカウントはさまざまな種類の税金に関して使用でき、商業登記簿における活動もしくは記載事項の開始を当局により承認された日、または所得実現の最初の日のうちいずれか早い方の日付から 60 日以内に、或いは他のあらゆる税務目的については登録同日に、税務登録証明書入手することができる。

登録申請が承認された後、このポータルで税務カードを入手できる。

4.1.2 申告と支払い

税務申告書に納付すべきと示された税金は、その申告書の提出期日、すなわち当該会計期間の末日から 4 カ月後に支払わなければならない。

4.1.3 ペナルティと不服申立

- 2019 年 1 月 17 日、カタールは 2018 年法律第 24 号を公布した。この法律は 2009 年法律第 21 号に取って代わるものであり、2018 年 12 月 13 日に発効している。既存のペナルティの金額と比率が引き上げられ、新しいペナルティが導入された。
- 税務申告書の提出遅延のペナルティは 1 日につき 500 QAR で、180,000 QAR を上限とする。
- 所定期間内の所得税の支払不履行は、1 カ月につき未払税金の 2% で、100% を上限とする。
- 税務登録申請の遅延は、20,000 QAR。
- 所定期間内の源泉税の支払遅延は、1 カ月につき未払税金の 2% で、100% を上限とする。
- 法規に従い実施された契約、合意、取引に関する税務当局への届出不履行は、10,000

QAR。

- 一 国際協定の義務を強制する財務省により公布された規則の不遵守は、500,000 QAR を上限とする。

4.2 個人所得に対する税金

各個人の個人所得への課税はない。一般的に、給与と賃金からの社会保険その他の法定控除はない（公共部門および特定の上場企業で働くカタール人従業員を除く）。

4.3 VAT

現在、カタールに VAT その他の売上税はない。ただし、カタールは GCC VAT 枠組協定のメンバーであり、同協定は、GCC 地域における商品とサービスの供給に対して 5% の VAT 課税を定めている。2021 年に予定されているカタールへの VAT 導入は、依然として国内 VAT 法の制定を必要とする。

4.4 租税回避防止規定

4.4.1 移転価格

独立企業間原則の適用に言及する一般租税回避防止規定のほかに、ITL においてほかの移転価格規定は存在しない。

その一方で、ITL の施行規則は、以下を含めた移転価格に関連する複数の詳細な規則を導入した。

- 一 税務申告書と同じ期限内に移転価格申告書を提出することに関する新しい要件の導入。
特定の閾値と基準（収入または資産に関して GTA により設定された）を満たすことを条件として、ローカルファイルとマスターファイルを OECD ガイドラインに従い作成しなければならない。ローカルファイルとマスターファイルは理想的には、当該会計期間の末日から 6 カ月以内に提出すべきである。
- 一 主要な方法論として独立価格比準（CUP）法への言及。ただし、CUP 法を適用できない場合は、別の方法を適用するために GTA の承認を求めるべきであるとも指摘されている。
- 一 機能分析を実施する要件の導入。機能分析により、納税者は自己の活動と事業の概要

を示し、自己の役割および関連当事者との関係を説明し、遂行された機能、推定されたりリスクおよび使用された資産を特定する。

- 一 納税者の関連会社間取引について GTA が問い合わせる可能性。GTA の要求日から 30 日以内に、情報を提供すべきである。

4.4.2 国別報告書 (CbCR)

- 一 財務省は、国別報告書に関する 2019 年決定第 16 号を公表した。
- 一 租税の適用上カタールの居住者である、年間総収入が 30 億 QAR 以上の多国籍企業グループの最終親会社は現在、OECD の BEPS (税源浸食と利益移転) 行動 13 最終報告書の第 V 章の付属書 III に定めるテンプレートを用いて、CbCR を管轄当局 (GTA) に提出しなければならない。この報告書は、報告会計年度の末日から 12 カ月以内に、GTA の「Tabadol」ポータルに XML 形式で提出しなければならない。
- 一 租税の適用上カタールに居住する最終親会社は、報告会計年度の末日までに、帰属する多国籍企業グループの最終親会社であるという届出を GTA に提出しなければならない。ただしこの期限は、GTA 局長により延長される可能性がある。
- 一 最終親会社がカタールの非居住者である場合、報告・届出要件は、租税の適用上カタールに居住している構成企業に対して保留される。GTA 局長が、これらの要件を適用する会計年度を決定する。

4.4.3 過少資本に関する制限

ITL に基づき、関連当事者に支払われた借入金利息は、資本の 3 倍を超えてはならない借入金に関して計算された利息の限度内でのみ控除される。QFC は負債・資本比率セーフハーバー・ルールを定め、納税者に一定の確実性を与えている。QFC にとって許容可能な比率は、以下のとおりである。

機関	負債：資本比率
非金融	2 : 1
金融	4 : 1

4.5 二重課税防止協定

カタールは、75 カ国以上と二重課税防止協定のネットワークを拡大している。これらの国の一覧が付属書に示されている。

5. 報告と監査

5.1 提出すべき文書と記録

2015年商事会社法第11号の規定に基づき、全ての公開株式会社、有限責任会社、持ち株会社およびリミテッド・シェア・パートナーシップは、1名以上の監査人を任命すべきである。監査人はカタールに登録されるべきであり、その任期は連続5年を超えてはならない。

5.2 承認された会計実務

- 通常の会計年度は、グレゴリオ暦（1月1日から12月31日）である。ただし、税務総局（GTA）局長の事前の承認があれば、会社は暦年とは異なる会計年度に従うことができる。
- 監査済み財務諸表が QAR で記載されている限り、財務書類を維持する際の通貨について特別な要件はない。

5.3 監査要件および税務当局に提出する必須文書／報告書

- ITL に基づき、納税者は税務申告書を税務当局に提出しなければならない。この申告書には、カタールで商業貿易省に登録された会計士により証明された監査済み財務諸表を添付しなければならない。さらに GTA の 2019 年通達第 1 号は、税務申告書には次の文書も添付しなければならないと明記している：有効な税務カード、有効な商業登記証（CR）、有効な営業許可証、定款（会社の場合）、租税債務の支払いの証拠および GTA 税務ポータル「Dhareeba」への登録確認書。この通達の規定によれば、上記の文書が添付されていない場合、その税務申告書は受理されない。
- ITL の施行規則の規定により、財務諸表は適切な会計基準に従い作成され、とりわけ以下を含んでいなければならない。
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 所得計算書（損益計算書）
 - ・ 貸借対照表と所得計算書に付随する計算書と説明、およびキャッシュフロー計算書や持分変動等、これらを補完するデータ
- 財務諸表には、以下を添付しなければならない。

- ・ 当該課税年度中に取得した固定資産、価値が増加した固定資産および処分した固定資産の計算書
 - ・ 固定資産の減価償却計算書
 - ・ 銀行と保険会社の場合は、当該年度中に構成され控除された引当金の計算書
 - ・ 当該年度中に生じた源泉徴収税額の計算書
 - ・ 下請業者の一覧
 - ・ 所得計算書における課税所得と損益との調整を示す計算書
 - ・ 監査人の報告書
- － 監査人は、所得税規則のあらゆる不遵守について報告を義務づけられている。さらに監査人は、納税者が提出する所得税申告書に署名しなければならない。
 - － GTA は、納税者またはその代表者を面談のために呼び出し、追加の計算書、情報または文書の提出を要求する。さらに税務官による精査のために帳簿と事業記録の提出を要求する権限を有している。
 - － ITL の規定に基づき、Income GTA は、みなし利益に基づき租税査定または課題評価を修正できる。
 - － 課税年度は、12 月 31 日に終わる暦年である。ただし納税者は、異なる会計年度末の税務申告書を提出する許可書を要求でき、これは GTA の裁量で与えられる。一方、ITL の施行規則は、この許可が与えられる事例について詳述している。活動開始後の最初の会計期間は、6 カ月より長く、18 カ月より短くなければならない。
 - － 申告書に納付すべきと示された税金は、当該申告書の提出期日に支払わなければならない。この提出期日が延長された場合、税金の支払いも当該会計年度末から最長 8 カ月まで延期できる。ただし、延期の正当な理由が納税者になければならない。
 - － 2019 年通達第 1 号に従い、税金の支払いの証拠が申告書に添付されていない場合、GTA はその申告書を受理しない。

5.4 監査要件および株主に提出する必須文書／報告書

監査人は、以下について責任を負う。

1. 承認された監査規則、職業上の要件およびその会社の科学技術的基礎に従い、会社の財務書類を監査する。
2. 会社の貸借対照表と損益計算書を検査する。
3. 法律および会社の定款の適用を保証する。
4. 会社の財務管理規則、内部財務統制規則を検査し、これらが会社の事業の良好な発展と資金の保護に適していることを確認する。
5. 会社の資産とその所有権を確認すると共に、会社の債務の合法性と健全性を確認する。

6. 取締役会により可決された決議および会社により出された指示を精査する。
7. 監査人が本法、監査法その他の関連規定および監査の慣習に従い引き受けるべきほかのあらゆる任務を引き受ける。
8. 財務諸表と一緒に、押印され正式に署名された報告書を株主に提出する。

5.5 公認監査人の雇用

各公開株式会社は、総会により 1 年間にわたり任命された 1 名以上の監査人を有する。総会は、任命が連続 5 年を超えないことを条件として、監査人を再任命できる。監査人は、会計士協会、組合および団体の会員証明書を持っている、または 5 年以上にわたりこれらの会員でなければならない。監査人は有効な監査人登録証と共に、開業免許を持っていないなければならない。

付属書

二重課税防止協定国

アルバニア	インドネシア	パキスタン
アルジェリア	イラン	パナマ
アルメニア	アイルランド	フィリピン
オーストリア	マン島	ポーランド
アゼルバイジャン	イタリア	ポルトガル
バルバドス	日本	ルーマニア
ベラルーシ	ジャージー	ロシア
バミューダ諸島	ヨルダン	サンマリノ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	カザフスタン	セネガル
ブルネイ	ケニア	セルビア
ブルガリア	韓国	セーシェル
チャド	キルギス	シンガポール
中国	香港（中国特別行政区）	スロベニア
クロアチア	レバノン	南アフリカ
キューバ	ルクセンブルク	スペイン
キプロス	北マケドニア	スリランカ
エクアドル	マレーシア	スーダン
フィジー	マルタ	スイス
フランス	モーリシャス	シリア
ジョージア	メキシコ	チュニジア
ギリシャ	モナコ	トルコ
ガンジー	モロッコ	英国
ラトビア	ネパール	ベネズエラ
ハンガリー	オランダ	ベトナム
インド	ノルウェー	イエメン